

平成25年度 議会改革検討会 行政視察報告書

1 調査期間

平成26年1月23日（木）～1月24日（金）

2 視察都市及び視察事項

期日	視察都市	視察事項
1月23日（木）	大津市	議会改革の取り組みについて
1月24日（金）	亀岡市	議会改革の取り組みについて

3 視察者

松下 賢一郎（座長）

柳 沢 潤 次 ・ 佐 藤 春 雄 ・ 佐 藤 清 崇

井 上 裕 介 ・ 松 長 泰 幸 ・ 柳 田 秀 憲

塚 本 昌 紀 ・ 栗 原 義 夫 ・ 吉 田 淳 基

4 視察事項の概要

【大津市】

①人口及び面積 337,339人 464.10km²

②平成25年度一般会計予算 107,715,000千円

③視察事項の事業概要

大津市議会は、平成23年11月、龍谷大学とパートナーシップ協定を締結して以来、議会からの条例提案や政策提言を行うために創設した「政策検討会議」でより深い議論を展開するため、大学との連携により実践的な外部知見を積極的に活用している。

主な成果として、全国的に報道されたいじめ事件に端を発した「いじめ防止条例」を議会提案条例として制定しており、こうした議会改革の取り組みが高い評価を受け、2013第8回「マニフェスト大賞」では、全国1,537団体・2,108件の応募の中から、全国議会のトップとなる「議会グランプリ」と「最優秀成果賞」を受賞している。

「通年議会」について

平成25年度から「通年議会」を導入、これにより「専決処分」の処理を行うことなく、適時、議会を開催して処理をすると共に、突発的な事件や緊急の行政課題等に対応している。

併せて、常任委員会や特別委員会の活動も、議会開催の期間に限らず年間を通じて、所管事務調査が行えるようになっている。

亀岡市議会は、議会改革を検討する組織として、平成 15 年から「議会活性化検討委員会」を設置して、様々な取組に着手しており、平成 22 年 10 月に「亀岡市議会基本条例」を制定。

2012 年に日本経済新聞社産業地域研究所が全国 810 市区議会を対象に、情報公開や住民参加などの取組みを調べた第 2 回議会改革度調査では、亀岡市議会は全国 10 位(藤沢市議会は 108 位)にランキングされており、議会改革に先駆的な議会として評価されている。

「議会報告会」について

「議会報告会」に積極的に取り組んでおり、議会報告会の名称を「議会報告&わがまちトーク」として開催し、定例会での審議内容などについて、議員が市民の皆さんに説明し、意見を直接お聞きして、今後の議会活動に生かしていく機会としている。

開催に当たっては、自治会単位(23 自治会)で行っており、当初は、23 自治会に対し、毎定例会後(年 4 回)に 3 会場で年間 12 回程度の開催であったが、各自治会単位で年 1 回は開催すべきであるとして、平成 25 年度からは 2 日間に分け 3 会場で年間 4 回行っている。各会場の参加者は、10 名から 20 数名程度で参加者増への取組が今後の課題となっている。

「事務事業評価」について

亀岡市議会の特徴として、平成 21 年 9 月議会の決算審査より「事務事業評価」を実施しており、実施された事務事業の経済性、効率性、有効性などを議会が議論、評価することで、その結果を今後の事務事業の改善及び予算編成に活かすことを目的としている。

実施に当たっては、常任委員会(総務文教/環境厚生/産業建設)の所管事業を 3 分科会として審査を行い、平成 25 年 9 月議会では 12 事業について実施している。

評価については、評価シートに基づき質疑が行われ、議員間の自由討議により、各分科会で「休止」「廃止」「継続(現状維持)」「継続(改革改善)」「継続(拡充)」「その他」の評価を判定している。尚、「改善」「提案」等を付帯決議とする場合は、委員会で議決し、本会議に上程している。

これまで、平成 22 年 9 月議会での事務事業評価における「改善」等の結果に対し、市側が十分な対応をしなかった事への対応等について説明があり、評価の進め方等について意見交換した。

「常任委員会月例開催」について

平成 20 年度より、定例会開催月以外の毎月、常任委員会月例開催として各委員会(総務文教/環境厚生/産業建設)での所管事項調査を行っている。

調査項目としては、重点施策の経過説明や、国の法改正などに伴う制度説明など、執行機関からの報告案件。審議会の開催状況の報告。所管する事業等に関する施設視察等を行っている。

「文書質問」について

「議会改革推進特別委員会」で議論した結果、平成 24 年 9 月より「文書質問」制度を導入。

実施要項として、定例会閉会後から次定例会開会日の 2 週間前までの間に行い、質問は 1 議員 1 回 1 項目で、一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。議長が適当と認めたものを市長に送付する。回答期限は 2 週間を基本とし、質問及び回答の写しを議会図書室、HP 及び情報コーナーで公開すると共に、質問文書及び回答文書をその都度各議員に配布している。